

# 道路用地等境界確認証明願いについて

道路用地等境界確認証明願は、北本市道路用地等の境界確認に関する事務取扱要綱に掲げる書類を添付し、**2部**作成して提出してください。

申請できる方は、申請対象地の道路用地等に隣接する土地の所有者です。

土地所有者とは、土地全部事項証明書（登記簿）に記載されている方となります。

土地全部事項証明書（登記簿）をご確認の上、申請をお願いします。土地全部事項証明書（登記簿）は法務局で取得できます。

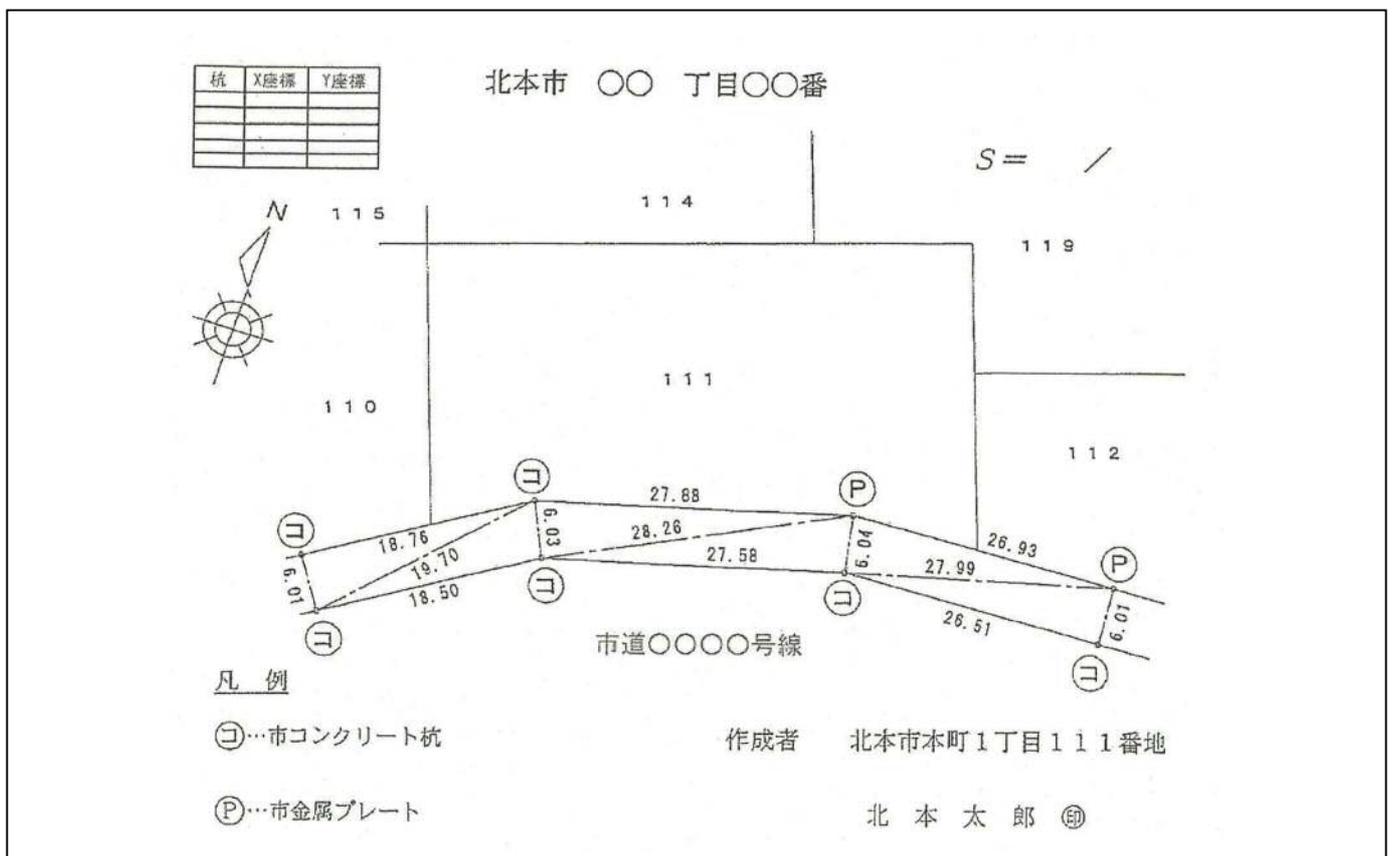
<備考>

1. 国の機関、都道府県、市町村等の公的機関が発行する書類については、申請日の3ヶ月以内に交付を受けたものを添付してください。
2. 写しを添付する場合は原本を提示してください。
3. インターネットで取得したものは照会番号が記載された所定の有効期間内のものに限ります。
4. 申請書の提出や受領を代理人に委任する場合は委任状を1部提出してください。
5. 共有の土地の場合は、道路用地等境界確認申請書や委任状に共有者全員の署名と押印が必要となります。

**道路測量図は、次の例により作成してください。**

- ① 図面は原則としてA3で添付してください。
- ② 民地境界の杭の寸法及び点は図面に記入しないでください。
- ③ 道路幅員の杭も測定してください。
- ④ 道路杭の斜距離を記入してください。
- ⑤ 道路測量図には、作成者（会社、若しくは個人）の名前及び捺印をお願いします。
- ⑥ 任意座標値を記入してください。

<道路測量図例>



問合せ先：北本市本町1丁目111番地

北本市役所 都市整備部建設課 道路管理・用地担当

T E L 048-591-1111 (内線 2371・2372)

F A X 048-592-4925

E-mail: [a03700@city.kitamoto.lg.jp](mailto:a03700@city.kitamoto.lg.jp)